

執筆者:

E-mail [✉ ワンメイ リヨン](mailto:wanmei@nishimura-asahi.com)E-mail [✉ 眞榮城 大介](mailto:maehara@nishimura-asahi.com)

マレーシア競争委員会(以下「MyCC」といいます。)は、企業結合規制を導入する意図を表明しており、2021年末までに国会へ提出する計画で改正案の作成を開始しています。

マレーシア競争法(以下「競争法」といいます。)は、約10年前の2012年1月1日に施行されました。競争法では以下の事項を禁止しています。

- ・ 反競争的合意(anti-competitive agreement)
- ・ 支配的地位の濫用(abuse of dominant position)

現状この競争法には、企業結合規制に関する規定はありません。マレーシアの企業結合規制は、航空業界、通信業界及びマルチメディア業界等の一部の規制産業において、法律やガイドライン等で定められているのみとなっています。


MyCCは、競争法に企業結合規制の枠組みがないために、市場における独占及び企業結合を規制することができないと述べ、「国が定める競争法に基づく企業結合規制を有しない国は、東南アジアではマレーシアのみである。」とコメントしています。例えば、2018年にUberが自社の東南アジアでの事業をGrabに売却し、Grabの株式を27.5%取得するという内容のGrab・Uber間の企業結合が実施されましたが、同年、シンガポール競争法当局(Competition and Consumer Commission of Singapore)は、このGrab・Uber間の企業結合が反競争的であるとして、Grab及びUberに総額1,300万シンガポールドル(約980万米ドル相当)の罰金を課しました。また、フィリピン競争委員会(Philippines Competition Commission)は、Grabに契約上の義務を課した上でGrab・Uber間の取引を承認していましたが、GrabがUberの買収前とは異なる営業を行っていたとして、Grabに対し、2018年の1年間のみで、1,600万フィリピンペソ(約29万7千米ドル相当)の制裁金を課しました。一方で、マレーシアには企業結合規制が存在しないため、MyCCが企業結合について講じることができる権限が限定的であり、現状では反競争的行為がないかを判断するために企業結合後のGrabの活動を監視することしかできません。2019年10月後半にMyCCは、自社で雇用するドライバーに制限条項を課すことにより市場の支配的地位を濫用したとして、Grabに対し8,677万マレーシアリングgit(約2,100万米ドル相当)の罰金の支払いを命じました。当該決定については、Grabにより異議申立てが行われ争われています。

MyCCは現在、企業結合規制の導入に向けて競争法の改正作業を進めており、2021年末までに国会での審議に付すことを目標としています。マレーシアにおける企業結合規制の枠組みは、実効性のない任意の制度にとどまることなく、反競争的な市場構造の変化を規制する権限をMyCCに持たせるための強制的要素を有するものとなることが推測されています。そのため、当該規制の実施後は、マレーシアにおいて企図されている取引に関する当事者は、当該規制を踏まえて、スケジュール及びストラクチャーを再検討する必要性が生じ得ます。

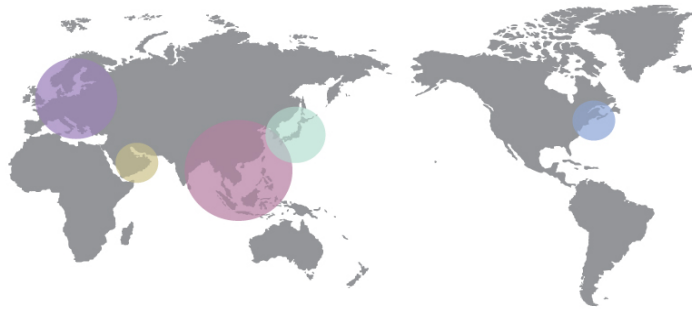
もっとも、マレーシアにおける新型コロナウイルス感染症の危機をめぐる状況及び緊急事態宣言の発令に伴う国会の会期の延長により、MyCCがその予定通り今年末までに企業結合規制にかかる改正案を推し進めることができるかは現在も不透明です。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子
中川佳宣

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@eml.nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@eml.nishimura.com
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所